

平成29年6月27日

## NHK インターネット実施基準の変更案に対する意見

一般社団法人日本新聞協会  
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された NHK インターネット実施基準変更案について、下記の意見を述べる。

当委員会は、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいて NHK のインターネット利用を容認してきた。ただし、利用が放送の補完の範囲にとどまり、受信料制度との整合性がはかられ、民間事業者との公正な競争環境が確保されることが前提である。

NHK は今回の変更案で、平成 29 年度秋に実施予定の「試験的提供」について①平昌オリンピック及びパラリンピックの同時配信（16 時間以内）を追加する②一部実証実験において同時配信・早戻し配信・見逃し配信を一体で提供する③受信契約者以外も参加可能とする——などの追加・変更を行うとした。新しい公共放送の姿を模索しつつ東京五輪を見据えて試験的提供の範囲を拡大するものだと理解するが、受信料制度や公正な競争環境確保の観点から慎重に扱うべき項目もある。以下指摘する。

第一に、受信契約者以外も参加可能とすることだ。全国的な総世帯視聴率の低下など「テレビ離れ」が指摘される中、NHK が受信機を持たない層について同時配信のニーズを調査することは重要である。ただ、受信料は一般に「極めて税金に近い特殊な負担金」と解されている。その負担金を財源とする NHK が、実証実験とはいえ未契約者に無料でサービスを提供することは、契約者が現在感じている不公平感を強めるおそれもある。NHK は別途、受信料制度を棄損しない同時配信のあり方を示すべきだ。

第二に、同時配信・早戻し配信・見逃し配信を一体で提供することだ。NHK は現在見逃し配信サービス「NHK オンデマンド（NOD、一部有料）」を、放送法 73 条に基づき別会計で運営している。NOD には放送とは別の権利許諾料・設備維持費・回線費が発生することや、受信料という公的資金を利用し市場に参入することが公正な競争環境の確保に悪影響を及ぼすためだ。NHK は、NOD を別会計とした趣旨を踏まえ、実証実験であっても受信料制度と齟齬をきたさないよう配慮するべきだ。

このほか、地域制限など、民間事業者にとっても有益なデータの収集が可能になることは評価できる。

平成 28 年度の試験的提供では同時配信の利用率が 6%にとどまったことについて、高市総務大臣は「十分にニーズを裏付ける内容になっているとは言い難い」と指摘した。NHK はこの結果を重く受け止めつつ、受信料制度と健全な競争環境を維持する形で試験的提供を実施するよう求めたい。

以上